関係各位

神戸税関業務部

## 輸出入申告官署の自由化に係る関税法基本通達 及び通関業法基本通達等の改正説明会の開催について

時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

平素から、関税政策及び税関行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、平成28年4月に公布されました輸出入申告官署の自由化に係る改正関税法 につきましては、本年10月8日から施行する旨、4月7日に公表され、また、本年 4月24日、輸出入申告官署の自由化に係る改正基本通達及び改正通関業法基本通達 が発出されたところでございます。

関税局・税関におきましては、輸出入申告官署の自由化等について、これまでも、輸出入者様、通関業者様をはじめとする貿易関係事業者の皆様のご意見を幅広く聞きつつ、制度改正の内容についてご理解を深めていただくために、節目節目において説明会を開催してまいりました。

今般、当該通達の発出を受けまして、以下のとおり、輸出入申告官署の自由化に係る関税法基本通達及び通関業法基本通達等の改正に関する説明会を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

つきましては、本説明会へ参加を希望されます方は、以下の申込方法に従い、E-mail によりお申込みいただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時別紙参照2. 場所別紙参照3. 定員別紙参照

4. 説明事項

輸出入申告官署の自由化に係る関税法基本通達及び通関業法基本通達等 の改正について

## 5. 申込方法

別添「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、神戸、坂出及び水島会場をご希望の方は6月2日(金)17:00までに、松山及び広島会場を希望される方は、6月9日(金)17:00までに以下のE-mail アドレスに送付いただきますようお願いします。

なお、会場の都合上、原則といたしまして、1社2名様までとさせていた だいております。

問合せ先:神戸税関申告官署自由化担当(徳岡・吉田)

電話: 078-333-4411 FAX: 078-333-3185 E-mail: kobe-jiyuka@customs. go. jp

開催日	時間	場所	定員
6/9(金)	13:00-15:00	神戸市中央区新港町 12-1	150名
		神戸税関本関2階講堂	
6/14 (水)	15:00-17:00	坂出市入船町 1-6-15	50名
		坂出港運会館3階会議室	
6/15 (木)	14:00-16:00	倉敷市水島東千鳥町 1-50	50名
		水島愛あいサロン	
		(倉敷市環境交流スクエア)	
6/20 (火)	15:00-17:00	松山市海岸通 2426-5	30名
		松山港湾合同庁舎内	
		松山税関支署共用会議室	
6/21 (水)	15:00-17:00	広島市南区宇品海岸 3-10-17	50名
		広島港湾合同庁舎内	
		共用 2 階会議室	